　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様式第75号

指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

　年　　月　　日

住所

指定工事業者

代表者氏名

電話番号

１　指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去５年以内）

|  |
| --- |
| （過去５年以内に受講した講習会名（受講年月日）を全て記入） |
| （未受講の場合、その理由を記載（非公表）） |
| 受講実績の公表について（　可　・　否　） |

　※本市又は（公社）日本水道協会秋田県支部が指定給水装置工事事業者を対象とした説明会や研修会のうち、過去５年以内の受講実績を記入。

２　指定給水装置工事事業者の業務内容

|  |
| --- |
| 休業日  営業時間  修繕対応時間  上記項目の公表について（　可　・　否　） |
| 漏水等修繕対応について　※該当するものに全てに○を記入。  屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕 ・ その他（　　　　　　　　）  上記項目の公表について（　可　・　否　） |
| 対応工事種別について　※該当する部分全てに○を記入。  配水管からの分岐～水道メーターの（　新設　・　改造　）  水道メーター～宅内給水装置の（　新設　・　改造　）  上記項目の公表について（　可　・　否　） |
| その他  上記項目の公表について（　可　・　否　） |

※公表には、本市ホームページ等への掲載を含む。

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに届出ください。

３　給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内）

　　外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。なお、自社内研修の場合は添付不要です。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名（非公表） | 研修会名、実施団体 | 受講年月日 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 上記内容の公表について（　可　・　否　）  ※公表には、本市ホームページ等への掲載を含みます。 | | |

※水道法施行規則第36条

　水道法第25条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする（以下抜粋）。

４　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

４　過去１年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

　　過去１年以内の実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

配水管からの分岐から水道メーターの工事を施行しない場合は、ページ下段にある□に✓を付けてください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する者の氏名（非公表） | 配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有するか（○×を記入） | 資格等を有しているか | | 工事年度 |
| （○×を記入） | 保有している資格等 |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 上記内容の公表について（　可　・　否　） | | | | |

※水道法施行規則第36条

水道法第25条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

２　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため該当なし

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　様式第75号

指定給水装置工事事業者指定更新時確認書

　年　　月　　日

住所　○○○○○○△番△号

指定工事業者　○○水道

代表者氏名　代表取締役　○○　○○　印

電話番号　○○○－○○○－○○○○

１　指定給水装置工事事業者講習会の受講実績（過去５年以内）

|  |
| --- |
| （過去５年以内に受講した講習会名（受講年月日）を全て記入）  ※令和元年８月２４日に開催した説明会内容と異なり、全てご記入ください。  　給排水設備工事業者研修会（Ｈ２８年７月２日）  　指定給水装置工事事業者研修会（Ｈ２８年２月１５日） |
| （未受講の場合、その理由を記載（非公表）） |
| 受講実績の公表について（　可　・　否　） |

　※本市又は（公社）日本水道協会秋田県支部が指定給水装置工事事業者を対象とした説明会や研修会のうち、過去５年以内の受講実績を記入。

２　指定給水装置工事事業者の業務内容

|  |
| --- |
| 休業日　日曜日、祝日、年末年始、お盆、ゴールデンウィーク  営業時間　月～土曜日　９時～１７時  修繕対応時間　要相談  上記項目の公表について（　可　・　否　） |
| 漏水等修繕対応について　※該当するものに全てに○を記入。  屋内給水装置の修繕 ・ 埋設部の修繕 ・ その他（　凍結解凍　　）  上記項目の公表について（　可　・　否　） |
| 対応工事種別について　※該当する部分全てに○を記入。  配水管からの分岐～水道メーターの（　新設　・　改造　）  水道メーター～宅内給水装置の（　新設　・　改造　）  上記項目の公表について（　可　・　否　） |
| その他　休日、緊急時の連絡先　０×０－００００－００００  上記項目の公表について（　可　・　否　） |

※公表には、本市ホームページ等への掲載を含む。

※業務内容に変更が生じた場合は、速やかに届出ください。

３　給水装置工事主任技術者等の研修受講実績（過去５年以内）

　　外部研修については、受講を証明する書類（受講証等）の写しを添付してください。なお、自社内研修の場合は添付不要です。

ｅ－ラーニングを実施した場合、受講修了時に修了年月日が画面に表示されますので、その画面を印刷したものを添付してください。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 受講者名（非公表） | 研修会名、実施団体 | 受講年月日 |
| ○○　○○ | ｅ－ラーニング  給水工事技術振興財団 | 平成30年○月〇日 |
| △△△　△△ | △△△に関する業務研修自社内研修 | 平成29年△月△日 |
| 氏名は非公表です。 |  | ｅ－ラーニングを実施した場合、受講修了時に修了年月日が画面に表示されますので、その画面を印刷したものを添付してください。 |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| 上記内容の公表について（　可　・　否　）  ※公表には、本市ホームページ等への掲載を含みます。 | | |

※水道法施行規則第36条

　水道法第25条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする（以下抜粋）。

４　給水装置工事主任技術者及びその他の給水装置工事に従事する者の給水装置工事の施行技術の向上のために、研修の機会を確保するよう努めること。

４　過去１年以内の給水装置工事に主に従事した適切に作業を行うことができる技能を有する者の状況

　　過去１年以内の実績がない場合は、直近の状況を記載してください。

配水管からの分岐から水道メーターの工事を施行しない場合は、ページ下段にある□に✓を付けてください。

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 技能を有する者の氏名（非公表） | 配水管への分水栓の取付・せん孔、給水管の接合、いずれの経験も有するか（○×を記入） | 資格等を有しているか | | 工事年度 |
| （○×を記入） | 保有している資格等 |
| ○○　○○ | ○ | ○ | 一級技能検定合格者 | H30 |
| △△△　△ | ○ | ○ | 給水装置工事配管技能検定合格者 | H30 |
| □　□□□ | ✕ |  |  | H30 |
| 氏名は非公表です。  氏名は非公表です。 |  | 資格を有していなくても、  経験を有していれば記入 |  |  |
|  |  |  |  |  |
| 上記内容の公表について（　可　・　否　） | | | | |

※水道法施行規則第36条

水道法第25条の８に規定する厚生労働省令で定める給水装置工事の事業の運営に関する基準は、次の各号に掲げるものとする。（以下抜粋）

２　配水管から分岐して給水管を設ける工事及び給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施行する場合において、当該配水管及び他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させ、又はその者に当該工事に従事する他の者を実施に監督させること。

□「配水管からの分岐～水道メーター」の工事を施行しないため該当なし